

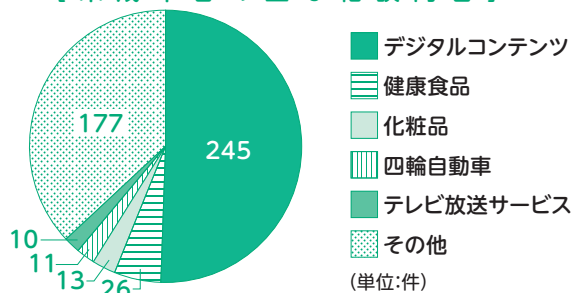
学校における消費者教育を支援し、その推進を図るため、消費者教育研究校等の教員及び愛知県教育委員会の協力を得て、研究校の取組や指導法・教材、若者に多い消費者トラブル情報など、消費者教育の実践に役立つ情報を「あいち消費者教育レポート」として取りまとめました。是非、授業等での消費者教育の取組に御活用ください。

未成年者に多い消費者トラブル

平成28年度に愛知県に寄せられた相談件数15,234件のうち、未成年者からの相談は482件で、相談件数全体の約3.2%を占めます。

未成年者に多い消費者トラブルは、アダルト情報サイトや出会い系サイト、オンラインゲーム等のデジタルコンテンツで、平成28年度の相談件数は245件となり、未成年者からの相談の約50.8%を占めています。

〔未成年者の主な相談内容〕



こんな相談が寄せられています!!

無料だと思っていたのに…ワンクリック請求

スマートフォンで無料だと思ってアクセスしたサイトで、「18歳以上」をクリックすると、突然登録となり、高額な請求画面が張り付いて消えなくなった。慌てて「誤作動の方はこちら」と書かれた連絡先に電話をすると、「有料だと規約に書いてあった。解約料を払わなければ退会できない」と強く言われ、コンビニでプリペイドカードを買って、カードに記載されている番号を教えるよう指示された。



注意

請求されるまま支払わない! 相手には絶対に連絡しない!

プリペイドカードを購入させ、番号を聞き出して悪用する手口が多く見られるので、注意が必要です!



チェック! 「請求を止められる」という事業者から高額な請求を受ける二次被害に注意!

インターネットで公的機関の相談窓口を検索したつもりが、実際には「トラブル解決」をうたう事業者で、解約の交渉料として、高額な請求を受けるケースも見られます。公的機関が交渉料等の費用を請求することは決してありません。広告や事業者の説明をうのみにせず、必要のない契約はしないようにしましょう。

気がつかないうちに
定期購入に!?

インターネット通販に関するトラブル

SNSの広告で、お試し価格に惹かれて購入したダイエットサプリ。1回だけ購入したつもりが、翌月にも商品が届き、定価の請求書が同封されていた。販売会社に問い合わせると、お試し価格の購入は最低5回の定期購入が条件となっていた。



注意

注文前には購入、解約の条件、返品特約をよく確認しよう!

通信販売はクーリング・オフ制度の適用がありません。

返品は、事業者の返品特約に従うことになります。

また、返品特約の表示がない場合は、商品を受け取った日を含めて8日間は、送料を消費者が負担することで返品できます。

消費者教育研究校等の取組紹介 (平成28年度)

愛知県において消費者教育を推進する「消費者教育研究校」等の取組を紹介します。

消費者教育研究校: 県立津島東高等学校 県立半田工業高等学校 県立春日井商業高等学校
中学校における取組: 豊川市立小坂井中学校 東浦町立北部中学校

公民科における実践授業 (県立津島東高等学校 教諭 森岡剛洋)

1 題材

「情報社会における消費者市民社会の一員を自覚する」(第3学年 倫理 2単位)

2 ねらい

- ・最近のニュースから複数の視点で物事を捉えて発表させる。
- ・「ポケモンGO」を例に、自分が社会とどう関わっていくか具体的に考えさせる。
- ・自らの言動がより良い社会を形成することにつながることを自覚させる。

3 授業計画及び取組

(1) 授業計画(1時間)

現代の倫理的課題 情報社会

(2) 授業概要

所要時間 50分

教材 プロジェクター、新聞記事、ワークシート

(3) 内容

次の仮説と質問をグループで話し合い、自分の考えを深め発表する。

- ア 「死亡事故・運転中にポケモンGO」の新聞記事を読む。
- イ 「ポケモンGOには何らかの規制をした方がいい」という意見に対してどう考えるか。
- ウ 誰を、何を、どのように規制するか。
- エ 規制以外の方法はあるか。



【ワークシートに取り組んでいる生徒】

4 生徒の感想

- ・ポケモンGOが悪いわけではない。利用者のモラルの問題である。
- ・包丁で人を殺したからといって包丁について規制はしない。しかし、死亡事故が起きている問題を放置したままでいいのか。
- ・社会を良くする可能性のある新しい技術を放置したままになっている。
- ・社会の問題と向き合い、考えを深めることが社会を良くしていく第一歩である。

5 成果

- ・身近でタイムリーな話題を通して、自分が社会とどう関わるかを考えることができた。
- ・授業の始めと終わりで意見が変化することを体験できた。それは自分の意見が深まり視野が広がったと言える。
- ・被害者にならないための消費者教育から、より良い社会を形成していく消費者市民教育の可能性を得ることができた。

6 おわりに

消費者問題は環境問題、国際問題、少子高齢社会、その他、生きていること全てに関わってつながっている。どの分野を学ぶ場合も、自分が社会とどう関わっていくか、さらにより良い社会を形成していくにはどうするか、という視点を持つことが必要不可欠である。

家庭科における実践授業 (県立半田工業高校 教諭 長尾真由美)

1 題材

「経済生活を主体的につくる」(第1学年 家庭総合 2単位)

2 ねらい

・経済生活を取り巻く状況を理解し、賢い消費者となる手がかりを学ばせ、消費者市民としての役割を理解させる。

3 授業計画及び取組

「経済生活を主体的につくる」分野の授業計画(家庭総合 大修館書店)

(1) 家庭の経済生活を見つめよう(2時間)

クレジットカードの仕組み、講演

教材 ワークシート

講演 「賢い消費者になろう」

講師 前田 芳子氏 NACS((公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会)

教材 プレゼンテーションソフト、DVD教材、ワークシート、冊子「お悩み相談室」

(2) 消費生活と意思決定について考えよう(2時間)

クリティカルシンキング・フェアトレードについて考える

教材 ワークシート

(3) 消費者の権利と責任について調べよう(2時間)

グループワーク、授業外の取組

教材 ワークシート、ふせん

・授業の導入として、スマートフォン、パソコンを使って「あいち暮らしWEB」のトラブル心理チェックを実施させ、自分のだまされ度を確認させる。

・夏休みの課題として主に「消費生活」に関する新聞記事を三つ挙げさせ、感想を記入し、提出させる。



【「賢い消費者になろう」講演の様子】



【グループワークに取り組んでいる生徒】

4 生徒の感想

(1) クレジットカードの仕組みについて

- ・身近なことだけどあまり詳しく勉強することがないので、すごくためになった。
- ・ビデオはとても分かりやすかった。クレジットカードや契約について今まで以上に知識が増えた。
- ・誰かに相談することが大事だということが分かった。

(2) クリティカルシンキング・フェアトレードについて

- ・自分に起こったことをきちんと販売店に伝えるのは大事だと思った。
- ・お金の余裕があるときはフェアトレードの物を買おうと思う。

(3) グループワーク「ネットショッピングでスニーカーを購入しよう」について

- ・自分が行動することで他の人がだまされないなら、行動しようと思った。
- ・安さに飛び付くのではなくて、複数のサイトを見て見極めることが大事だと思った。



【グループワークのまとめ】

5 成果

卒業後に社会人になる生徒が多いこともあり、賢い消費者になろうという意見が多く見られた。グループワークを通して自分とは違う選択や意見がある、ということを知り、お互いの理解を深めることができた。

自分だけでなく、他の消費者がトラブルに遭わないよう行動する、という消費者市民社会の視点も理解することができた。

6 おわりに

講演を聴き、生徒が身近な消費者トラブルについて、自ら行動して解決する、という方法があることを学べて良かったと思う。今後も生徒が興味を持ち、考えるきっかけとなる授業を外部に依頼したり、自ら取り組んでいきたいと考えている。

商業科における実践授業 (県立春日井商業高等学校 教諭 渡辺大生)

1 題材

「契約について学ぶ」(第3学年 総合実践 3単位)

2 ねらい

- ・消費者としての観点から、社会に出るにあたって必要とされる契約に関する知識を身に付けさせる。
- ・専門知識を有する外部講師による講座により理解を促す。

3 授業計画及び取組

(1) 授業計画

ア 契約について学ぶ(2時間)

外部講師による講座

イ 消費者トラブル(1時間)

DVD教材「消費者トラブル(惨英傑?)」

(2) 授業概要

ア 所要時間 50分×2時間

イ 講師 菊池 由香氏(SMBCコンシューマーファイナンス株式会社)

ウ 教材 「消費生活情報 あいち暮らしっく(No. 115)」 プレゼンテーションソフト、生徒記入用プリント

(3) 内容

ア ローンとクレジット

ローンとクレジットの仕組み、返済方法の種類、メリット、デメリットについて、クイズを交えて説明

イ 契約

契約に関する権利と義務、契約の成立、契約書について、クイズを交えて説明

ウ クレジットカードトラブル

カードトラブルの定義と特徴、名義貸し、アルバイト詐欺の事例に関するグループワーク

エ 若者に多い消費者トラブルとアドバイス

ワンクリック請求、キャッチセールス、マルチ商法、クーリング・オフ制度についての説明



【外部講師による授業の様子】



【授業で使用した教材】

4 生徒の感想

- ・これから社会に出ると、お金に関わって生きていくので学ぶことができて良かった。
- ・トラブルに巻き込まれる前に防ぐための知識を学ぶことができた。

5 成果

- ・専門家による講座を実施することにより、効率的な学習を進めることができた。
- ・クイズやグループワークを交えた内容により、生徒は意欲的に講座に臨むことができ、理解を深めることができた。

6 おわりに

ビジネスの諸活動を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって行い、経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てることを目標とする商業科においては、商業教育の対象を幅広くビジネスや商品の生産・流通・消費に関わる経済的諸活動の総称としてとらえている。

消費者教育研究校の指定を受け、外部機関と連携して校内における消費者教育の充実を図ったことにより、あらためて消費者の観点から多様化する消費者問題について学んでいくことは、今後、経済社会の望ましい構成員となるべき商業高校生にとっては必要不可欠であると感じた。今後も消費者教育としての取組を継続的に実践していきたい。

1 題材

「消費者の権利を守るために」(第3学年 社会科、公民的分野 単元名 消費生活と経済)

2 ねらい

- ・消費者の権利とその保護について、具体的な被害例や対応策などを通して、自分の考えを表現する。
- ・身近な消費生活を通して、自立した消費者として権利とともに責任を負っていることに気付かせることで、より良い社会を形成していくために自分ができることを考察できる生徒を育成する。

3 授業計画及び取組(2時間)

(1) 消費者の権利と消費者問題への行政の対応を知る(1時間)

教科書の内容のとおり、消費者の権利について知り、行政の対応策を学んだ。クーリング・オフ制度やPL法等、様々な法律によって権利が守られていることを押さえた。

(2) ロールプレイングシナリオを使い、悪質商法などトラブルを回避する術を学ぶ(1時間)

架空請求詐欺のロールプレイングを行った。愛知県県民生活課の架空請求シナリオをアレンジし、どこで間違っただのか、一番してはいけない行為が何なのか、グループで考え、発表させた。

教材 ロールプレイングシナリオ(不当(架空)請求)(あいち暮らしWEB)、教員情報提供紙 あいち消費者教育リポートVol.32(愛知県県民生活課発行)



【消費者トラブル回避方法について発表する生徒】

4 成果

生徒の寸劇ということで、大変盛り上がり、興味・関心を引き付けることができた。諸問題への対応策だけでなく、新しい手口に対応するためにはどうしたら良いか考えることもできた。教師側としては、講師派遣やDVD教材の取り寄せといった、特別な手続をせずにできる手法ではあるが、成果の高い授業にこだわり実施することができた。実施時期に関しては、履修内容を全て終えてから、復習という形で実施した。こうすることで、どの程度の時間が生み出せるか調整しやすいという利点がある。このクラスには実際にワンクリック詐欺に遭った生徒もあり、社会に出てから絶対遭わないようにという意味も込めて行った。ねらいにある「社会の形成者として自分ができることを考察する」は時間数の関係から、迫りきれなかったことが課題である。

1 題材

「学んで防ごう、消費者トラブル」(第2学年 家庭科 単元名 私たちの消費生活)

2 ねらい

- ・消費者トラブルに関する正しい知識やトラブルの予防や対応方法を学ぶことで、消費者としての自覚を高めるようにする。

3 授業計画及び取組(6時間)

(1) 消費生活の仕組みについて考えよう(1時間)

中学生が1日の生活で消費したものを振り返り、商品の多様性を確認する。

(2) 商品購入の意思決定のプロセスを考えよう(2時間)

修学旅行に持参する旅行かばんを購入することを想定し、意思決定のプロセスを話し合う。品質、価格、保証などの視点を持って選択し、信頼できる情報をどこから入手するかについても考える。

(3) 学んで防ごう、消費者トラブル(本時)

教員情報提供紙 あいち消費者教育リポートVol.32(愛知県県民生活課発行)により、未成年者に多い消費者トラブルについて学ぶ。

DVD教材「消費者トラブル(惨)英傑?」を見て、消費者トラブルの予防方法と対応方法を学ぶ。

(4) 私たちの買い物で社会を変えよう(2時間)

「合理性」、「環境保護」、「生産者支援」などのグリーンコンシューマーの視点を持ち、消費者としての責任を果たすことが、より良い社会づくりにつながることを学ぶ。



【悪質商法の防止・対応方法について話し合う生徒】

4 生徒の感想

- ・安易にクリックしない、電話をかけないなど、冷静に行動することが大切だと思いました。
- ・通信制限をかけて、自分の身は守りたいと思いました。
- ・何かあったときは、最悪の事態になる前に、信頼できる場所に相談したいです。

5 成果

未成年者に多い身近なトラブル事例を取り上げたことで、悪質業者のたくらみや、消費者の落ち度に気付き、防止・対応の二つの視点で具体策を考えることができた。また、インターネットの危険性や利用する上での注意点についても確認することができた。

学校での消費者教育を応援します!

無料で講師を派遣します!

学校等における消費者教育を推進するため、教員の消費者教育研究やPTA・生徒向けの研修・授業等へ、無料で講師を派遣しています。是非、御活用ください。

●教員・指導者向け講座

- ・消費者市民社会を目指す消費者教育のあり方
- ・対象者の年齢や特性に応じた教育プログラムの提案
- ・効果的な指導方法の工夫や教材の活用法 など

●児童・生徒・PTA・一般消費者向け講座

- ・消費者市民社会について
- ・消費者トラブルの紹介と対処法
- ・持続可能な消費の実践
- ・消費者被害や事故を回避する力の育成 など



映像教材を貸し出します!

契約・クレジット・悪質商法・インターネット・消費者教育など、消費生活に関する映像等の教材(DVD)の貸出を行っています。

学校での授業や研修、地域のイベント、学習会等で是非、御活用ください。



消費者教育に関する情報・ヒントが満載!

自分のニーズに合った教材の検索・掲載ができます。是非、御活用ください。

消費者教育ポータルサイト

消費生活情報・あいち消費生活情報メールマガジンの御案内

【消費生活情報 あいち暮らしWEB】

消費者トラブルを始め、幅広い消費生活情報や、消費者市民に必要な知識・情報を発信しています。授業や研修等の資料として御活用ください。

あいち暮らしWEB

【消費生活情報 あいち暮らしっく】

127号:若者向け特集号

検索してダウンロードできます。

あいち暮らしっく

【消費者教育用教材】

- ・消費者トラブルかるた
- ・トラブル心理チェック
- ・ゲームとミニ芝居で身につけよう!悪質商法撃退法
- ・消費者教育アニメ「かしこい消費者市民になろう!」(教員向けマニュアル、授業用教材ダウンロードあり)など

【あいち消費生活情報メールマガジン】

最新の消費者トラブル情報や消費者教育、消費生活に関するイベント情報等を月に1度お届けします。

是非、御登録ください!

右記のQRコードから登録することができます。



お問合せはお気軽に、愛知県県民生活課まで! 電話 **052-954-6603**

・・・消費者ホットライン(身近な消費生活相談窓口を御案内します。)・・・

トラブルに遭ったり、不安な場合はお早めに御相談ください。

188 (いやや!) 局番なし

編集:教員情報提供紙ワーキンググループ

田中 見佳(県立知立高等学校)

安達 容子(県立加茂丘高等学校)

岡本 仁絵(県立岡崎商業高等学校)

近藤 稔(北名古屋市立訓原中学校)

宇佐美 智尋(安城市立安城南中学校)

渡部 純次(愛知県教育委員会高等学校教育課)

加藤 広也(愛知県教育委員会義務教育課)

柴田 朋宏(名古屋市市民経済局消費流通課)

平松 哉人(愛知県県民生活部県民生活課)

日置 英鋭(愛知県県民生活部県民生活課)

横溝 夏子(愛知県県民生活部県民生活課)

発行:愛知県県民生活部県民生活課 〒460-8501名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 ☎052-954-6603